

令和4年6月9日  
中国電力株式会社

島根2号炉 原子炉棟大物機器搬入口耐震対策工事完了に伴う  
保安規定変更認可申請について

1. はじめに

島根2号炉原子炉棟大物機器搬入口について、基準地震動  $S_s$  の地震力に対して耐震裕度の向上を図るための耐震対策工事を行うにあたり、放射線防護上の管理区域の設定を解除するため、令和3年1月6日に保安規定変更認可申請を行い、同年3月23日に認可頂きました。

今後、当該工事完了に伴い管理区域を設定するための保安規定変更認可申請を予定していません。

2. 申請概要

(1) 変更内容

保安規定「添付2 管理区域図」の記載内容を変更する。

(2) 変更理由

島根2号炉原子炉棟大物機器搬入口については、耐震対策のため、建物外壁から張り出した躯体を撤去し、原子炉棟大物機器搬入口の位置を変更する工事の実施にあたり管理区域の設定を解除していたが、当該工事完了に伴い、あらためて管理区域を設定するため。

3. 添付資料

(1) 保安規定変更認可申請 管理区域図の変更

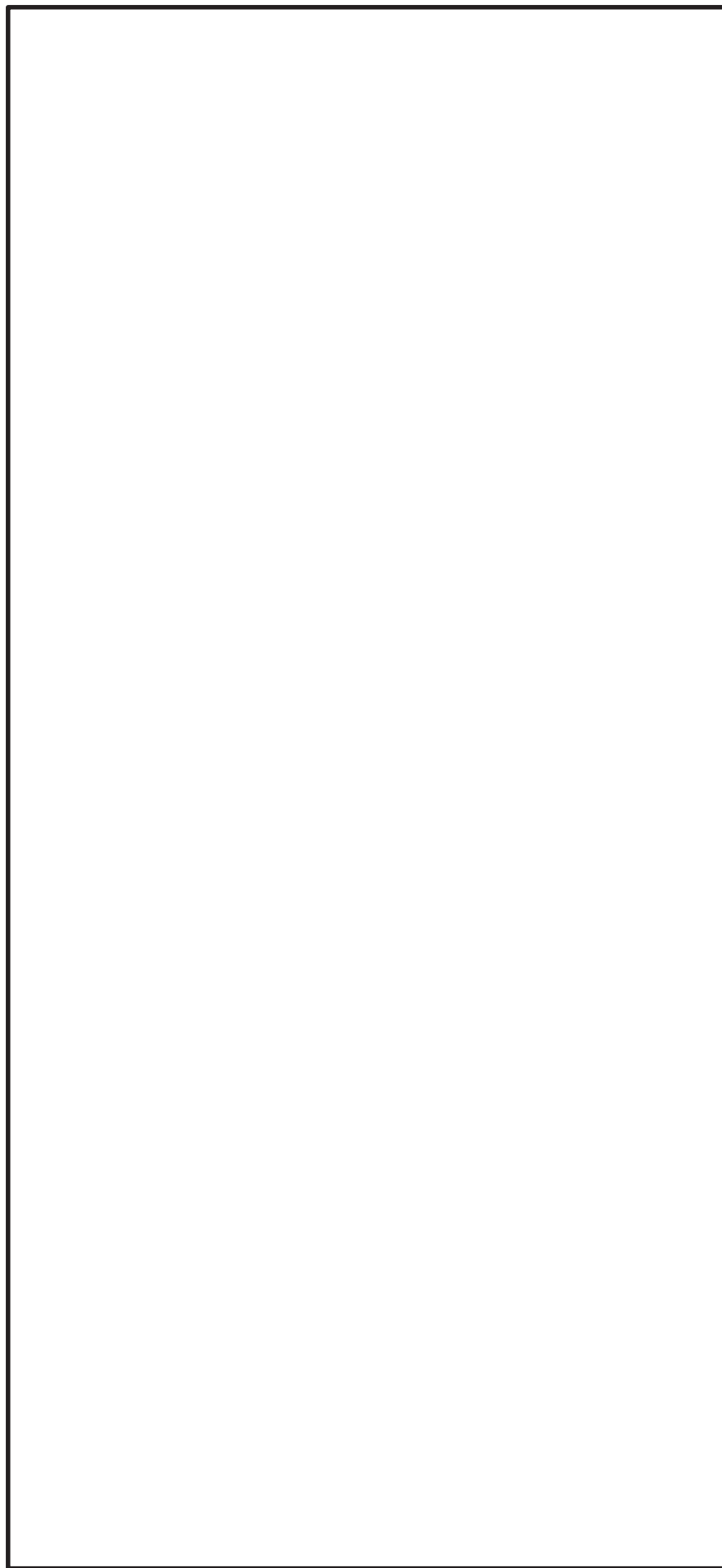
以上

## 保安規定変更認可申請 管理区域図の変更（管理区域再設定）

原子炉棟大物機器搬入口について、耐震対策工事の完了に伴い、管理区域に再設定する。

管理区域の設定前

管理区域の設定後



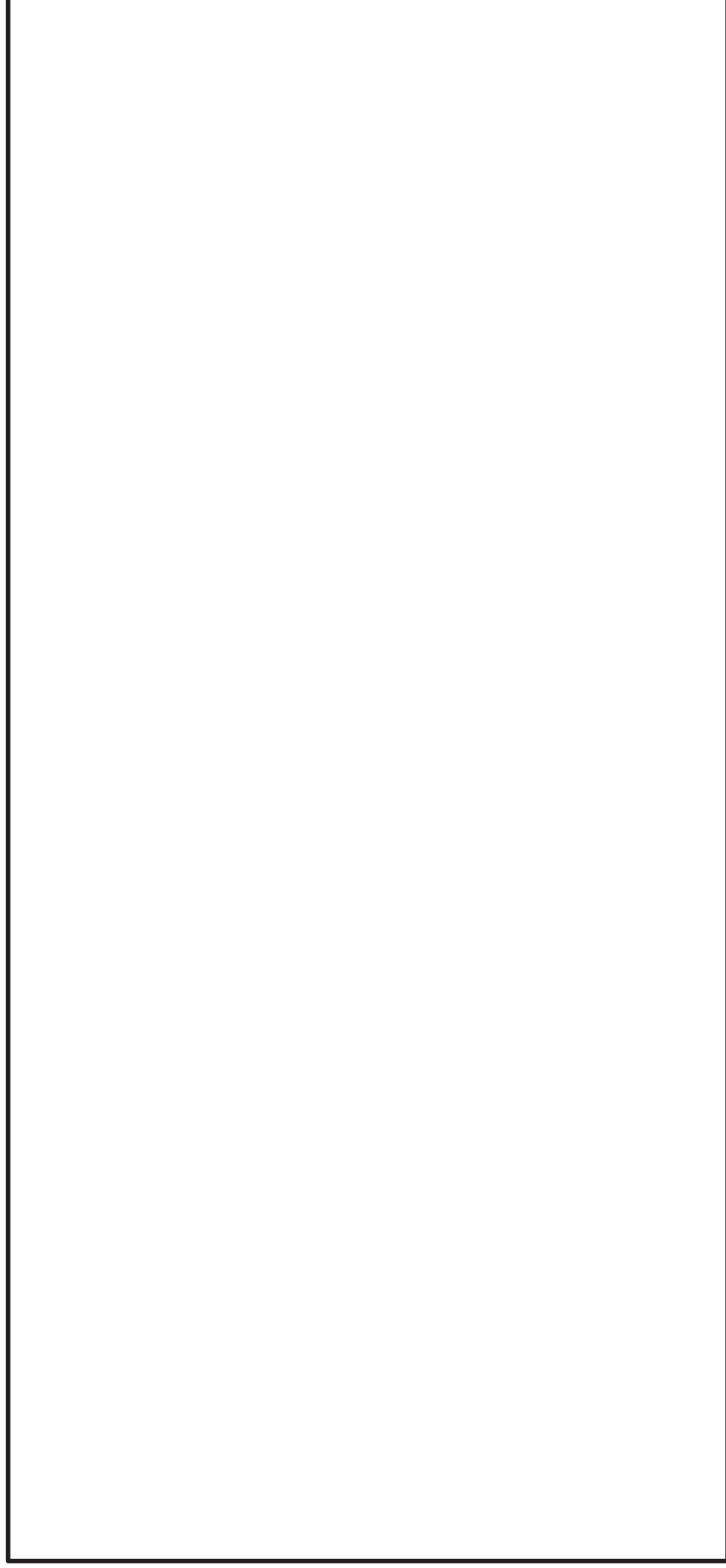
保安規定「添付2 管理区域図」

## 【参考】保安規定変更認可申請 管理区域図の変更（管理区域解除）

令和3年3月23日付の保安規定変更認可に伴い放射線測定、原子炉建物からの隔離（扉の閉鎖）等の安全措置を講じた上で、原子炉棟大物機器搬入口について、管理区域の設定を解除した。

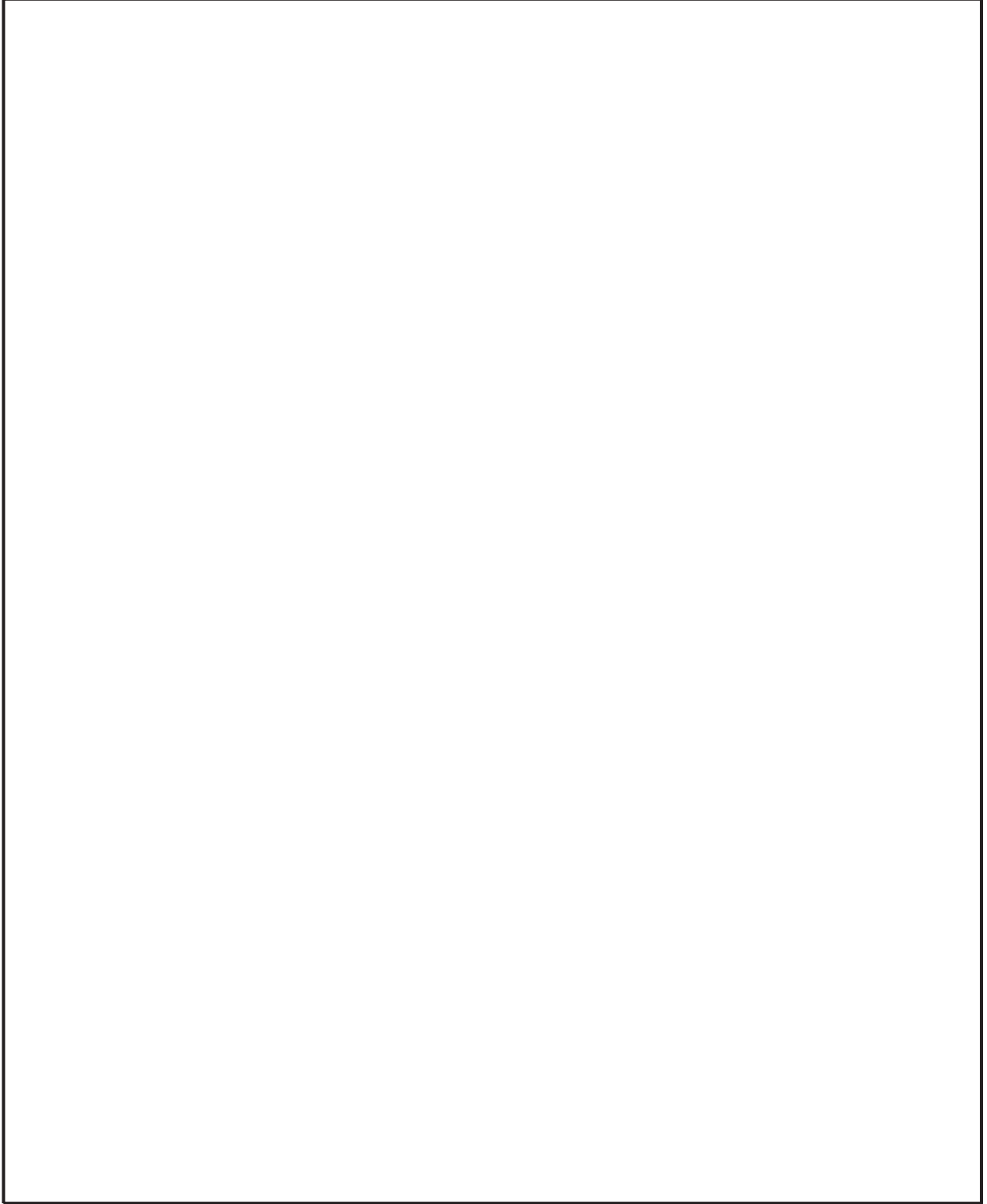
管理区域の解除前

管理区域の解除後



保安規定「添付2 管理区域図」

島根2号炉原子炉棟大物機器搬入口耐震対策工事ステップ図



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。